

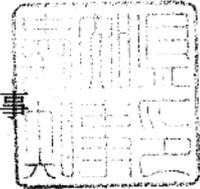
30環活第122-2号

平成30年5月17日

都市計画決定権者 武豊町

代表者 武豊町長 靱山 芳輝 殿

愛 知 県 知 事



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境センター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について
（通知）

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）第31条第2項の規定により読み替えて適用される同条例第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市町長の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりです。

担当 環境部環境活動推進課
環境影響評価グループ
内線 052-954-6211（ダイヤル）

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境
センター整備事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載する必要がある。また、事業者は、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、事業実施区域近傍における他事業により複合的な環境影響が懸念されることも踏まえ、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

2 大気質、騒音及び超低周波音、振動

- (1) 事業実施区域の西側に住居等が立地していることから、事業の実施に当たっては、より低公害型の機械等の積極的な導入を図るとともに、これらの配置及び稼働時間帯等に配慮することにより、建設機械の稼働等及び機械等の稼働に係る騒音等の更なる低減に努めること。
- (2) 工所用資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両が走行する道路沿道では、道路交通騒音が現状で環境基準値を上回る地点があることから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、沿道環境への影響をより一層低減するため、低公害車の積極的な導入、走行車両台数の平準化や抑制、エコドライブなど、環境保全措置を徹底すること。
- (3) 水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が施行され、廃棄物焼却炉から大気中への水銀の排出規制が開始されたことから、ごみの分別回収の徹底による水銀使用廃製品の混合防止など可能な限りの水銀の排出抑制に努めること。

3 水質、地盤・土壌、地下水の状況及び地下水質

- (1) 現地調査により判明した土壌汚染及び地下水汚染について、工事着手前に土地の形質変更部分に対する土壌汚染の詳細調査等を実施した上で、それらの調査結果を踏まえ、汚染土壌の除去等の措置を適切に行うこと。
- (2) 工事中に発生する濁水やコンクリート工事に伴うアルカリ排水について、仮設沈砂池等の設置及び維持管理を適切に行うこと。なお、土壌汚染の詳細調査等の結果を踏まえ、仮設沈砂池等の設置位置等を選定すること。

4 景観

施設の建屋や煙突等（以下「建屋等」という。）を近傍から視認した際の影響を低減するため、必要に応じて地元の意見を把握した上で、建屋等の形状、色彩等に配慮し、周辺景観との調和に努めること。

5 廃棄物等

工事中及び施設の供用時に発生する廃棄物等については、発生を抑制することはもとより、再使用又は再生利用を徹底するとともに、再使用又は再生利用できないものについては、適正に処理すること。

6 温室効果ガス等

事業の実施に当たっては、より高い発電効率の廃棄物発電設備の導入、焼却に伴う廃熱の有効利用など、温室効果ガスの更なる排出抑制に努めること。

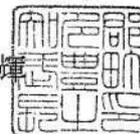
7 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、各種調査結果を公表するなど、今後とも積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望などに適切に対応すること。

武環収第154号
平成30年3月7日

愛知県知事 大村 秀章 様

武豊町長 初山 芳輝



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境
センター整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成30年1月22日付け29環活第291-8号で照会のありましたこのこと
につきまして、下記のとおり回答します。

記

- 1 施設の供用にあたっては、排ガス処理設備の適切な運転及び維持管理を行い、
大気環境への影響の低減に努めること。
- 2 工所用資材等運搬車両及び廃棄物運搬車両については、積極的に低公害車を使用し、
大気環境への影響の低減に努めるとともに地域の環境保全及び渋滞対策の
観点から工事中の資材等搬出入車両が短期間に集中しないよう資材等搬出入車両
台数の平準化に努めること。
- 3 事業実施区域北側及び事業実施区域において土壌汚染が確認されていることか
ら、工事实施にあたり土地の形質を変更する部分については、土壌汚染状況の詳
細な調査を実施し、汚染土壌の除去等適切な措置を行うこと。



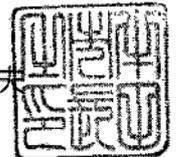
担 当：生活経済部環境課
電 話：0569 - 72 - 1111（内線 355）
F A X：0569 - 72 - 1326

29半環 第209号

平成30年3月9日

愛知県知事 殿

半田市長 榊原純夫



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境
センター整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成30年1月22日付け29環活第291-8号において照会のありまし
たこのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

意見

計画の実行にあたっては、市民が安心感を得られるよう、市民の生活環境
の保全に十分配慮するものとし、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音及び
振動の防止に万全を期すとともに、観測結果等を積極的に公表すること。

また、処理施設から排出される熱、焼却灰等の有効利用に積極的に取り組
むなど、資源循環型社会の創出に寄与すること。

連絡先

担 当 市民経済部環境課（環境保全担当）

電 話 （0569）21-4001（直通）

F A X （0569）25-3255

Eメール kankyou@city.handa.lg.jp



29碧環第505号の1

平成30年3月8日

愛知県知事 殿

碧南市長 禰 宜田 政 信



知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）知多南部広域環境
センター整備事業に係る環境影響評価準備書について（回答）

平成30年1月22日付け29環活第291-8号において照会のありまし
たこのことについて、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 市民生活の環境保全に配慮し、大気汚染などの防止に万全を期すこと。
- 2 排出ガス等の測定を行った場合には、その結果を公表し、必要に応じて環境保全のための検討及び措置を行うこと。

連絡先

担 当 碧南市役所経済環境部環境課 山田
電 話 (0566) 41-3311 (代表)
F A X (0566) 28-2940
Eメール kankyoka@city.hekinan.lg.jp

